

平成23年度国立大学法人宮城教育大学年度計画

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1. 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置

◎学士課程

①教員養成教育に関する具体的目標の設定

- ・ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及び新たなアドミッションポリシーについて、学内外への周知を図る。
- ・3つのポリシーに基づく、入学から卒業までの一貫した教育体制を引き続き検討する。

②教育理念等に応じた教育課程を構築するための具体的方策

- ・平成24年度からの実施に向けた現行カリキュラムの精選・高度化を引き続き検討する。

③入学者受入れの方針に応じた入学者選抜を実現するための具体的方策

- ・入学者選抜方法（一般選抜前期・後期、推薦の別）と卒業時の進路選択との関わりを分析し、教職志望者の受験状況を把握するとともに、アドミッション・ポリシーを踏まえた広報活動の展開を図る。また、入学者選抜方法の在り方について引き続き検討する。
- ・教員を目指す高校生を対象とした本学独自の進学相談会「もっと知ろう宮教大の魅力!」を昨年度に引き続き実施する。
- ・入学者の基礎学力の把握方法を引き続き検討する。

④「人間力教育」「キャリア教育」の充実を図るための具体的方策

- ・教員として必要な豊かな「人間力」の全学的な共通理解を図る。
- ・学生のキャリア形成支援プログラムを検討し、学生に提示する。
- ・教員が必要な資質について、学生が自己確認できるようガイドブックを配布する。
- ・課外活動、ボランティア活動等の活動状況の把握と拡大方策について検討する。

⑤教育方法、授業改善及び成績評価に関する具体的方策

- ・授業評価アンケートの活用状況について、学生が確認できるようシラバスに掲載する。
- ・ディプロマ・ポリシーやカリキュラム・ポリシーについて、共通理解を図るためのFDを引き続き実施する。
- ・成績評価結果の分布等に関する情報を共有し、組織的にGPA制を運用する。また、CAP制の見直しを行う。

◎大学院課程

①大学院教育における具体的目標の設定

- ・修士課程のディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを引き続き検討する。

②大学院教育の充実発展を図るための具体的方策

- ・専門職学位課程（教職大学院）及び修士課程の位置づけを明確化する。
- ・宮城教育大学博士課程（特別支援教育関連）検討プロジェクトからの報告を基に、博士課程設置の可能性に向けて引き続き検討する。

③教育課程及び教育体制の充実を図るための具体的方策

- ・修士課程の現行カリキュラムの問題点等について検討する。
- ・チーム・ティーチングによる教育体制の充実及び連携協力校との連携の一層の充実を図るため在り方について引き続き検討する。
- ・「学校実践研究」の在り方について引き続き検討する。

- ④入学者受入れの方針に応じた入学者選抜を実現するための具体的方策
 - ・合格者数の決定方法を再検討し、学生数の適正管理を図る。
- ⑤教育方法の充実・改善、授業改善及び教育の質保証を図るための具体的方策
 - ・修士課程の現行の教育内容・方法の問題点等について引き続き検討する。
 - ・「学校実践研究」や「臨床教育研究」等、教育現場に直結した教育内容のFDを実施する。
 - ・成績評価・修了認定の方法を点検する。

(2)教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

- ①教育の質の改善と充実を図るための実施体制に関する具体的方策
 - ・入試種別、コース・専攻単位の就職状況を分析し、教員就職率の向上方策を検討する。
 - ・平成25年度の実施に向けて、「教職実践演習」の授業計画を検討する。
- ②教育環境の整備に関する具体的方策
 - ・教育に必要な設備については、順次整備・改善に努める。

(3)学生への支援に関する目標を達成するための措置

- ①学生支援体制及び修学環境を充実するための具体的方策
 - ・ポートフォリオを活用した修学支援体制を整備する。
 - ・学生自らが学生支援や修学支援を行う学生自主活動の仕組みを稼働させる。
 - ・同窓会と連携し、学生自主活動へ経済的支援を行う仕組みを立ち上げる。
 - ・平成23年3月に発生した東日本大震災により授業料等の納付が困難となった学生に対し、経済的理由により修学を断念することがないように、授業料免除等の経済的支援に関する制度の充実を図る。
 - ・入学から卒業までの学生支援について、学務委員会、学生生活委員会等の連携を図る。
- ②就職支援等に関する具体的方策
 - ・教員採用試験の受験対策を強化する。
 - ・「講師のための勉強会」を引き続き開催し、講師の資質向上を図る。
 - ・キャリアサポートセンターの組織改革を行い、就職担当教員及び指導教員の三者で、未内定者等の情報を共有できる仕組みを整備する。
 - ・未就職者に対して、就職説明会や就職支援セミナーの開催情報を提供し、フォローアップを行う。
 - ・未就職者の就職状況を追跡調査する。
- ③特別な支援を要する学生を支援するための具体的方策
 - ・「しょうがい学生支援室」の支援内容、支援体制、研修スケジュール等を、教職員・学生がわかりやすいように周知する。
 - ・教職員・支援学生の啓発・研修を実施する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

- ①目指すべき研究の方向性
 - ・教員養成大学として取り組むべき教育研究課題を明確にし、それにマッチしたシーズを発掘し、研究を推進させる。
 - ・附属校園と連携し、「リフレッシュ教育システム」及び「新聞を活用した教育」を推進する。
 - ・アジア・太平洋地域の共通のフラッグシップ・プロジェクト（お米）の研究を推進する。
 - ・幼小接続推進研究室（仮称）を設置し、子どもたちの発達の連続性を踏まえた

保育・教育内容について、幼稚園・保育所（園）の保育者や小学校教諭等と連携しながら研究を行い、現場への情報発信を行う。

②教員養成大学として重点的に取り組む領域及び成果の社会への還元に関する具体的方策

- ・地域の教育の向上につながる連携事業を継続して実施し、本学の研究成果を地域に還元する。
- ・教員免許状更新講習、公開講座、現職教員講座等により、現職教員や一般市民への研究成果の還元を図る。

(2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置

①研究実施体制及び研究資金の配分に関する具体的方策

- ・現在の教育現場で求められている課題を明確にし、センターも含め、本年度重点分野を中心とした教科横断型／講座等横断型の協力研究を推進する。
- ・学長裁量経費に、平成23年度重点分野など教員養成大学の特性を活かした教育研究課題に対する予算枠を設ける。

②研究活動の評価及び評価結果を質の向上につなげるための具体的方策

- ・学長裁量経費を配分した重点研究について、研究成果の評価を行う。

3 その他の目標を達成するための措置

(1) 社会との連携や社会貢献に関する目標を達成するための措置

①地域社会との連携、協力や成果の還元に関する具体的方策

- ・遠隔地域への支援を継続するとともに、県南地域への支援を充実させる。
- ・高等学校教員の資質向上と生徒支援に寄与するため、宮城県教育委員会等と連携し高校での公開授業支援や教育支援等を行う。
- ・教員免許状更新講習、公開講座、現職教員講座等のホームページによる情報提供の整理・強化を図る。
- ・教育への新聞活用の方法や技術について、地域の教育現場への還元を図る。
- ・学都仙台コンソーシアム加盟機関として事業実施に貢献するほか、サテライトキャンパス部会の部会長校として積極的に事業を進める。

②未来社会の発展と安心な地球環境の確保のための具体的方策

- ・授業を通じて、学内の廃棄物削減とリサイクルに取り組む。
- ・学生・教職員・大学生協の協力のもと、学内の環境について点検・評価を行う。

(2) 国際化に関する目標を達成するための措置

①国際交流や国際貢献に関する具体的方策

- ・平成22年度にとりまとめた、「国際交流のあり方」に基づき、交流協定校との相互連携を深めていく。
- ・JICAと連携して国際教育協力を進める。
- ・ユネスコ・スクールのメンバー校として、またユネスコ・スクール支援大学間ネットワーク加盟校として持続発展教育に貢献する。特に、アジア・太平洋フラッグシッププロジェクト主幹大学としての役割を果たす。また、ユネスコ・スクール・ネットワークの支援・拡充を図る。
- ・留学生を活用し、小・中学校での国際理解教育の支援を充実させる。

(3) 附属学校に関する目標を達成するための措置

- ・附属校園との連携・協力を一層推進するため、新たな共同研究体制の在り方について引き続き検討する。
- ・大学の持つ多様な機能の教育現場での活用と情報ネットワークの具体的な活用を図る。
- ・4校園連携の研究テーマ「かかわり合う力をはぐくむ」の第3期の研究を継続・発展させ、各附属校園の先導的な研究や特色ある活動を広く公開し、社会に還元

する。

- ・上杉地区学習支援室（さぼーとルーム）の運営と個別の指導計画・教育支援計画に基づく、効果的な支援の在り方を探る
- ・附属校園の実習及び評価の在り方について教育実習連絡調整会議で協議し、大学と連携し研究及び実践を進める。
- ・教育実習等への大学教員の積極的な関わりを求めながら、学生の実地経験を充実させる。
- ・多様な教育課題について授業実践や研究を進め、公開研究会や地域の研究会等を通して、さらに地域社会並びに教育現場に積極的に還元する。
- ・幼小連携の取組を継続するとともに、小中連携による研究及び実践授業を提案（公開研究会・教育講演会）する。

(4)附属図書館・センター等に関する目標を達成するための措置

◎附属図書館

- ・学生による選書を引き続き行う。特に新入生が選書に参加するよう取り組む。
- ・特別支援学校等の教科書を充実させるとともに、教科書資料展示室の開設に伴う整備を進める。
- ・「ドクシヨノススメ・プロジェクト」を継続して実施し、読書の啓発活動及び読書環境の整備を行う。
- ・授業における情報リテラシー教育を充実させる。
- ・未整理図書資料の登録作業を継続して実施し、蔵書データベースを充実させる。
- ・電子ジャーナルの整備計画を検討する。
- ・一般市民への開放を引き続き行うとともに、教科書企画展を開催する。

◎附属研究センター「センター長連絡会議」

- ・センター長連絡会議の共通課題として、E S D事業やI C T事業に取り組む。

◎環境教育実践研究センター

- ・学部教育・大学院教育における環境教育関連授業を担当する。
- ・更新講習、認定講習、出前講座、公開講座、研修会等を実施する。現職教員に対しては、課題解決型の内容で実施する。
- ・キャンパス内にフィールドワークの教材園を整備し、それを活用した教育実践を進める。
- ・環境教育に関わる関係機関との連携事業を推進する。依頼機関との事前協議を緊密にする。
- ・環境教育情報の維持管理、電子化と公開を推進する。

◎教育臨床研究センター

- ・平成23年度からの学習指導要領改訂に伴い、小・中学校で取り組まれる学力向上にむけた授業改善を支援する。
- ・教職大学院の現職教員のために開発した研修プログラムの学修成果の測定に着手する。
- ・教育実践論文集のデジタルデータ化を推進する。
- ・教職大学院生の学修と現職教員の研修に活用する。

◎特別支援教育総合研究センター

- ・特別支援教育フォーラムの開催を通して、特別支援教育・適応支援教育に関わる現職者等に情報を提供する。
- ・様々なワークショップを開催して、特別支援教育・適応支援教育に関わる現職者等の研修の機会を提供する。
- ・特別な配慮を要する児童生徒の理解と具体的対応について、テレビ会議システムや学校訪問等によるコンサルテーション活動を通して、学校及び教師に対する支援を継続する。
- ・仙台市教育委員会との連携のもと、学習支援ボランティア等の実践的学びの場を整

- 備し、学生がそれらに参加しやすい体制の整備を図る。
- ・教育委員会への協力等を通して、特別支援教育に関する理論的研究と実践的支援を推進する。
- ・障害のある幼児・児童・生徒への支援方法・支援ツール等の研究開発を進め、研究成果のデータベース化とインターネットを通じた公開を図るために必要とされるITシステムの検討、整備を行う。
- ・教育委員会への協力等を通して、適応支援教育に関する理論的研究と実践的支援を推進する。
- ・仙台市適応指導センター「児遊の杜」への協力を継続する。
- ・地域社会における教育活動や心の健康活動に関する支援等に取り組む。

◎国際理解教育研究センター

- ・「国際化」や「多文化化」へ対応するための、学校現場や地域社会の多様な要求に応じる。
- ・国際理解教育に係る言語、文化、社会的アプローチからの基礎的研究を継続する。
- ・学部における教育を通して、大学内の多文化教育を推進する。
- ・外国人留学生に向けた教育プログラムを実施する。
- ・地域の機関と連携をとりながら、地域における国際理解教育を推進する。特に人的ネットワークを重視する。
- ・ユネスコ・スクール・ネットワーク(ASPnet)の、地域における更なる展開を図り、ネットワーク化の進んでいない地域に対する支援を継続して実施する。

Ⅱ業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

①組織運営の見直し・改善を図るための具体的方策

- ・キャリアサポートセンターを附属教育研究施設として位置付ける。
- ・引き続き男女共同参画の推進に向けて、啓発活動等を行う。

②弾力的な教育及び研究組織の編成と、戦略的な学内資源の配分を行うための具体的方策

- ・基盤的なものについて、「学内予算配分方針」に基づき予算配分を行う。
- ・重点的に取り組むべき事項については、経営協議会及び教育研究評議会等の意見を参考にし、予算配分を行う。
- ・特任教員を採用し、教育研究の充実を図る。
- ・教員の活動状況の点検・評価及び事務職員評価を引き続き実施する。

2 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

①事務職員の人材育成に関する具体的方策

- ・職員の経歴や適性を考慮しながら、専門機関が主催する研修等に派遣する。
- ・引き続き、人事の活性化のため、人事交流を行う。

②業務の見直しに関する具体的方策

- ・業務等の見直しを行い、契約関係業務等、他の国立大学等と連携することがより効率的なものについて、引き続いて共同による業務処理を推進する。
- ・効率化と費用対効果を考慮して、外部委託導入の業務を検討・評価し、効果のあがる外部委託導入について順次実施する。
- ・ネットワークを活用した情報の周知を推進するとともに、会議資料のペーパーレス化を検討する。

Ⅲ財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

①科学研究費補助金、民間研究助成、受託研究及び奨学寄付金等外部資金増加に関する具体的方策

- ・企画推進室が中心となって、教員養成大学の特性を活かした教育研究課題につい

ての教科横断型／講座横断型の協力研究プロジェクト形成を促進し、科研費等外部資金獲得に努める。

- ・外部資金に関する情報提供機能の充実を図る。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

(1) 人件費の削減

① 人件費削減の取組についての方策

- ・「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成 18 年法律第 47 号）に基づき定めた国立大学法人宮城教育大学総人件費削減に関する基本方針により、平成 23 年度も引き続き人件費改革に取り組む。

(2) 人件費以外の経費の削減

① 管理的経費の抑制に関する具体的方策

- ・支出状況を分析し、節減に努める。
- ・物品購入等の契約の見直し、省エネルギー対策の徹底、省エネパトロールの実施等により、経費の節減に努める。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

① 資産の効率的・効果的運用を図るための具体的方策

- ・設備の有効利用のために、教育研究設備の効率的な配置管理を行う。
- ・空きスペースとなった研究室等について有効活用を図る。
- ・余裕資金については、引き続き効率的な運用を図る。

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

① 自己点検・評価の方法の改善に関する具体的措置

- ・卒業生アンケート結果を活用し、ディプロマ・ポリシーとの関連性を分析する。
- ・教育、研究、管理運営等の自己点検・評価を実施する。

② 第三者評価結果を大学の教育研究や運営の改善に反映させる具体的措置

- ・CAP 制の見直しを行う。
- ・修士課程のシラバスの整備・充実を行う。

2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置

① 社会に対する説明責任を果たすための具体的方策

- ・ホームページ掲載情報の点検・見直しを行い、本学の教育研究活動及び大学運営全般について積極的に情報を発信する。

② 広報コンテンツを充実し、本学の情報を社会や地域等に発信することに関する具体的方策

- ・広報戦略室内のプロジェクトの構成を、機能向上の観点から検討する。
- ・学生への学内情報の提供についての利便性、提供する情報の充実を図る。
- ・在学生、入学希望者及び地域住民に対して積極的に情報を発信する。

③ 情報セキュリティ対策を推進するための具体的方策

- ・新任研修会等を通して、情報セキュリティポリシーの啓蒙活動を行う。
- ・情報化推進室を中心として、セキュリティ上不備な点については改善を行う。
- ・必要に応じて情報セキュリティポリシー及び実施手順書の見直しを行う。

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

① 施設等の整備に関する具体的方策

- ・営繕事業（交付金）では、特別支援学校調理室改修、音楽棟防音対策改修等を行う。

- ②施設等の有効活用に関する具体的方策
 ・施設の利用状況の調査・点検を行う。

- ③施設等の維持管理に関する具体的方策
 ・見直した第2期施設メンテナンス体制により、点検を行う。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

- ①安全衛生管理及び防災のために必要な体制の構築に関する具体的方策
 ・引き続き、定期的に職場巡視を行い、職場の安全衛生管理状況を点検する。
 ・関係法令等に則り、化学物質等の適切な管理を行う。
 ・実験室の作業環境測定を継続して実施し、必要に応じて改善措置を行う。
 ・事故防止、自然災害への対応等を含めた危機管理マニュアル等を作成し、学生・教職員へ周知する。
 ・7月19日から7月25日までを平成23年度安全週間とし、全学的な啓蒙活動を実施する。

3 法令遵守に関する目標を達成するための措置

- ①法令遵守、服務規律の徹底及び倫理の保持に必要な体制の構築に関する措置
 ・SDやホームページにより構成員に対して遵守規程等を継続して周知する。
 ・危機管理体制を構築し、危機的事象の対処結果によって改善が必要な場合は体制を見直す。
 ・研究活動上の不正行為防止のためのマニュアルを作成する。

**VI 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画
 別紙参照**

VII 短期借入金の限度額

1. 短期借入金の限度額
 8億円
 2. 想定される理由
 運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定されるため。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

1. 重要な財産を譲渡する計画
 なし
 2. 重要な財産を担保に供する計画
 なし

IX 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

X その他

- 1 施設・設備に関する計画

(単位 百万円)

施設・設備の内容	予定額	財源
<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害復旧工事 ・ 設備災害復旧 ・ 小規模改修 	総額 <u>677</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設整備費補助金 (501) ・ 運営費交付金 (118) ・ 国立大学財務・経営センター施設費交付金 (58)

2 人事に関する計画

- ・「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成 18 年法律第 47 号）に基づき定めた国立大学法人宮城教育大学総人件費削減に関する基本方針により、平成 23 年度も引き続き人件費改革に取り組む。
- ・職員の経歴や適性を考慮しながら、専門機関が主催する研修等に派遣する。
(参考) 23 年度の常勤職員数 295 人 (役員を除く)

3 災害復旧に関する計画

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災により被災した施設・設備の復旧整備をすみやかに行う。

(別紙) 予算 (人件費見積含む。)、収支計画及び資金計画

1. 予算

平成23年度 予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	2, 971
うち補正予算による追加	185
施設整備費補助金	501
うち補正予算による追加	501
船舶建造費補助金	0
施設整備資金貸付金償還時補助金	0
補助金等収入	34
国立大学財務・経営センター施設費交付金	58
自己収入	925
授業料、入学金及び検定料収入	897
附属病院収入	0
財産処分収入	0
雑収入	28
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	95
長期借入金収入	0
貸付回収金	0
承継剰余金	0
旧法人承継積立金	0
目的積立金取崩	0
計	4, 584
支出	
業務費	3, 896
教育研究経費	3, 896
うち設備災害復旧事業	118
診療経費	0
施設整備費	559
うち施設災害復旧事業	501
船舶建造費	0
補助金等	34
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	95
貸付金	0
長期借入金償還金	0
国立大学財務・経営センター施設費納付金	0
計	4, 584

[人件費の見積り]

期間中総額2, 732百万円を支出する(退職手当は除く)。

(うち、総人件費改革に係る削減の対象となる人件費総額2, 216百万円)

※ 運営費交付金収入及び施設整備費補助金収入には、平成23年度補正予算(第1号)及び平成23年度補正予算(第3号)により措置された東日本大震災により被災した施設、設備に係る災害復旧事業(うち施設分501百万円、設備分118百万円)及び被災した学生等に係る授業料等免除事業(67百万円)が含まれている。

また、授業料、入学金及び検定料収入の変更は、東日本大震災により被災した学生等に対する授業料等免除の実施に伴うものである。

2. 収支計画

平成23年度 収支計画

(単位 百万円)

区 分	金 額
費用の部	4, 483
経常費用	4, 483
業務費	4, 195
教育研究経費	1, 133
うち被災学生等授業料等免除事業	67
うち施設災害復旧事業	501
うち設備災害復旧事業	118
診療経費	0
受託研究経費等	79
役員人件費	159
教員人件費	2, 179
職員人件費	645
一般管理費	247
財務費用	2
雑損	0
減価償却費	39
臨時損失	0
収益の部	4, 483
経常収益	4, 483
運営費交付金収益	2, 950
うち補正予算による追加	185
授業料収益	704
入学金収益	130
検定料収益	27
附属病院収益	0
受託研究等収益	79
補助金等収益	501
うち補正予算による追加	501
寄附金収益	25
財務収益	1
雑益	27
資産見返運営費交付金等戻入	30
資産見返補助金等戻入	4
資産見返寄附金戻入	4
資産見返物品受贈額戻入	1
臨時利益	0
純利益	0
目的積立金取崩益	0
総利益	0

※ 運営費交付金収益及び補助金等収益には、平成23年度補正予算（第1号）及び平成23年度補正予算（第3号）により措置された東日本大震災により被災した施設、設備に係る災害復旧事業（うち施設分501百万円、設備分118百万円）及び被災した学生等に係る授業料等免除事業（67百万円）が含まれている。

3. 資金計画

平成23年度 資金計画

(単位 百万円)

区 分	金 額
資金支出	4,740
業務活動による支出	3,807
うち設備災害復旧事業	118
投資活動による支出	775
うち施設災害復旧事業	501
財務活動による支出	2
翌年度への繰越金	156
資金収入	4,740
業務活動による収入	4,025
運営費交付金による収入	2,971
うち補正予算による追加	185
授業料、入学金及び検定料による収入	897
附属病院収入	0
受託研究等収入	79
補助金等収入	34
寄附金収入	16
その他の収入	28
投資活動による収入	559
施設費による収入	559
うち補正予算による追加	501
その他の収入	0
財務活動による収入	0
前年度よりの繰越金	156

※ 資金収入には、平成23年度補正予算(第1号)及び平成23年度補正予算(第3号)により措置された東日本大震災により被災した施設、設備に係る災害復旧事業(うち施設分501百万円、設備分118百万円)及び被災した学生等に係る授業料等免除事業(67百万円)が含まれている。

また、授業料、入学金及び検定料による収入の変更は、東日本大震災により被災した学生等に対する授業料等免除の実施に伴うものである。

別表(学部・学科、研究科の専攻等)

教育学部	初等教育教員養成課程 752人 (うち教員の養成に係る分野 752人) 中等教育教員養成課程 428人 (うち教員の養成に係る分野 428人) 特別支援教育教員養成課程 200人 (うち教員の養成に係る分野 200人)
教育学研究科	特別支援教育専攻 6人 (うち修士課程 6人) 教科教育専攻 44人 (うち修士課程 44人) 高度教職実践専攻 64人 (うち専門職学位課程 64人)
附属幼稚園	160人 学級数 5
附属小学校	960人 学級数 24
附属中学校	480人 学級数 12
附属特別支援学校	
小学部	18人 学級数 3
中学部	18人 学級数 3
高等部	24人 学級数 3